

# 三重県への来県延期協力金申請方法（民泊を営む事業者の皆さま）

## 概要

対象事業者：三重県知事に住宅宿泊事業法の届出を行った住宅宿泊事業者

※4月20日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること

対象期間：4月20日（月）から5月31日（日）

（注：本県は5月14日に緊急事態宣言の対象地域から除外されましたが、当該協力金の対象期間は上記のとおりです。）

支給金額：予約延期・キャンセルした件数：1件あたり6千円

（ただし、予約を受け入れないために自主休業を行っている場合は、自主休業した日数に6千円を乗じた額で算定できる。）1事業者あたり12万円を上限とする。

※「宿泊予約延期協力金」「感染症拡大阻止協力金」との重複受領はできません。

## 申請方法

申請：郵送のみ

申請期間：5月15日（金）から6月30日（火）まで（消印有効）

申請先：三重県への来県延期協力金申請受付（民泊）

あて先：〒514-8570 津市広明町13番地

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ずご記載ください  
また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法での郵送を推奨します

必要書類：① 申請書

② 宿泊予約延期・キャンセル数を証明する書類

（ex. 予約管理台帳、インターネットの予約管理画面等）

または自主休業を証明する書類

（ex. 施設の入口や店内、施設駐車場への貼り紙掲示、ホームページやSNSへの掲載等）

③ 支払金口座振替依頼書（第2号様式）

④ 通帳の写し

⑤ 届出住宅に掲示する標識の写し

切手

〒514-8570

「三重県への来県延期  
協力金」申請受付  
（民泊）係

宛

津市広明町13番地

記載例（切り取って使用可能です。）

問い合わせ先：三重県への来県延期協力金相談窓口（9:00～17:00 土日祝日除く）

電話：059-224-2712